

令和2年7月30日

強みを活かして企業誘致を推進します ～物流施設の立地可能エリアを拡大～

本市は、東北自動車道と東北中央自動車のクロスポイントとして、新たな高速交通ネットワークの利便性や優位性が大幅に向上したことにより、広域の物流拠点としての立地ポテンシャルが高まっています。

反面、本市の工業団地は不足していることから、企業の需要に応えるため、市街化調整区域内の民有地に物流施設の立地が可能となるよう、現在の大規模流通業務施設に関する開発許可基準の適用範囲を拡大します。

記

1. 立地の対象となる施設 特定流通業務施設
2. 新たに立地が可能となる路線・区域(市街化調整区域)
 - (1) 飯坂、大笹生、福島西インターチェンジを中心に半径5km圏内で指定した路線(追加)
考え方：道路幅員、路線沿いの土地利用(農地等)、洪水ハザードエリア等を考慮し、上記の施設の立地が可能と見込まれる路線を追加で指定。
 - (2) 飯坂、大笹生、福島西インターチェンジを中心に半径1km圏内の区域(新規)
考え方：事業の効率性が高い地区として面的な指定を新設。
3. その他 施設の立地には、福島市開発審査会による許可が必要となります。

※特定流通業務施設とは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく国土交通省の計画認定を受けて整備する施設で、国税や地方税の特例措置等の支援があります。

企業立地担当：企業立地課 産業基盤整備係
課長 菅原、係長 鈴木
電話 024-525-3723 (直通)

開発許可担当：開発建築指導課 開発審査係
課長 大波、係長 大波
電話 024-525-3790 (直通)

令和 2年 7月30日

＜新たに対象となる路線・区域＞

- ・飯坂、大笹生、福島西インターチェンジを中心に半径 5km 圏内で指定した路線(追加)
- ・飯坂、大笹生、福島西インターチェンジを中心に半径 1km 圏内の区域(新規)

